



目 次

規 則	ページ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の供用開始 (道路課)	1
◎指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の解散の認可 ( " )	1
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	1
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	1
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	2

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「、木工機械整備」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鶴来巢1499番2 から 高知市針木本町5番1まで	1,364	平成25年3月19日

高知県告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
一般財団法人ベターリビング  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
一般財団法人ベターリビング  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始年月日  
平成25年4月1日
- 4 指定年月日  
平成25年3月19日
- 5 指定の有効期間  
平成25年3月19日から5年間

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市福良土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	福井 徹夫	宿毛市小筑紫町福良 990-5
〃	栗生 一雄	〃 〃 〃 75-1
〃	尾崎 博文	〃 〃 〃 1042
〃	入江 樸	〃 〃 〃 25-イ
〃	横山 幸男	〃 〃 小筑紫 99

〃	山下 永由	〃 〃	石原 263
監事	谷本 悦吉	〃 〃	〃 616
〃	中平 省三	〃 〃	福良 373
(就任)			
理事	福井 徹夫	宿毛市小筑紫町福良	990-5
〃	栗生 一雄	〃 〃	〃 75-1
〃	尾崎 博文	〃 〃	〃 1042
〃	尾崎 重幸	〃 〃	〃 609
〃	濱田 裕繁	〃 〃	小筑紫 336
〃	山下 正	〃 〃	石原 280
監事	谷本 悦吉	〃 〃	〃 616
〃	中平 省三	〃 〃	福良 373

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、宿毛市福良土地改良区の解散を平成25年3月7日に認可した。

平成25年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成25年3月26日から施行する。

平成25年3月19日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の6級の項中  
「外事情報室長  
機動隊副隊長  
」  
を  
「警備管理官  
外事情報室長  
機動隊副隊長  
警察学校の副校長」  
に改め、同表の7級の項中「警察学校の副校長」を削る。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成25年3月19日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「高知南国道路」  
・南国市伊達野字馬瀬地内から同市伊達野字立岩地内まで及び  
同市田村字石橋本地内から同市物部字下王島地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
南国市田村地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
宮スズレ	甲872番	墓地	墓地	175㎡	185.70㎡	185.70㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 田中善助
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成25年3月6日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。  
平成25年3月19日  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「高知南国道路」  
・南国市伊達野字馬瀬地内から同市伊達野字立岩地内まで及び  
同市田村字石橋本地内から同市物部字下王島地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

び地積等  
南国市伊達野地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
立岩	673番	山林	山林	314㎡	193.59㎡	7.48㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
南国市伊達野地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
立岩	673番	山林	山林	314㎡	193.59㎡	5.78㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 5 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明。ただし、登記簿上の住所  
高知市中島町31 藤田益太郎
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成25年3月6日